

自動入金サービス約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様とSBI FXトレード株式会社(以下「当社」といいます。)との間で行う取引にあたり利用する銀行引落による決済サービス(以下、本サービスといいます。)に関する権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

(申込方法)

第2条 お客様は、本サービスの利用をご希望の場合、当社が定める方法により申込みを行うものとします。

(利用制限)

第3条 本サービスは、お客様の当社積立FX口座名義と、本サービスを通じてご指定いただいた決済に係る金融機関(以下「指定金融機関」といいます。)の口座名義が同一である場合に限り、ご利用になれるものとします。

(口座確認に関する同意)

第4条 お客様は、本サービスお申込の際に、前条に定める事項に関し、当社が、お客様の当社積立FX口座名義を指定金融機関に提供し、指定金融機関にて口座名義が同一であることを確認することにつき同意するものとします。

(決済代行による引落)

第5条 お客様は、本サービスのご利用にあたり、当社サービスの取引に関する証拠金について、当社がSBIレミット株式会社に対して電子決済等代行業務を委託することを了承するものとします。

電子決済等代行業について <https://moneytap.jp/esa.html>

2 当社は、毎月所定の営業日に、お客様により設定されている証拠金額を、SBIレミット株式会社を通じて指定金融機関に通知します。

3 指定金融機関は、毎月所定の日(休業日にあたる場合は翌営業日)に、前項で設定された金額を指定金融機関の口座から引き落とします。なお、指定金融機関口座から金銭の引落しの後、当該金銭に対しては、利子その他の対価をお支払いいたしません。

4 指定金融機関は、前項の引落金額を、毎月所定の日(休業日にあたる場合は前営業日)に当社へ入金します。

5 当社は、指定金融機関から当社に入金された前項の金銭を、お客様積立FX口座に入金します。

(買付の時期)

第6条 当社は、前条第5項においてお客様積立FX口座に入金した金銭を、原則としてお客様の指定するお取引の証拠金に充当できるものとします。

(申込内容の変更)

第7条 お客様は、当社所定の手続きにより本サービスの申込内容の変更を行うことができます。

(引落および引落請求の停止)

第8条 指定金融機関の口座残高が引落金額に満たなかった場合、引落を行わないものとします。

2 当社は、次の各号のいずれかに該当した場合には、以後の本サービスによる指定金融機関への引落請求を停止するものとします。

- (1) 前項の理由により、指定金融機関の口座から引落ができなかったとき
- (2) お客様が、所定の日までに当社所定の手続きにより引落の停止を申し入れたとき
- (3) 指定金融機関の口座からの引落が当該金融機関により不可とされたとき

(引落請求の再開)

第9条 お客様は、前条により引落請求が停止された場合、当社所定の手続きにより引落請求を再開できるものとします。

(届出事項の変更)

第10条 お客様は、当社および指定金融機関への届出事項に変更があった場合は、速やかに届出るものとします。

(サービスの終了)

第11条 本サービスは次の各号のいずれかに該当したときに終了するものとします。

- (1) お客様が当社所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合
- (2) お客様が本サービスを利用する資格を喪失した場合
- (3) お客様が第13条に定める本約款の改正に同意されない場合
- (4) やむをえない事由により、当社が本サービスの解約を申し出た場合
- (5) 当社が本サービスを営むことができなくなった場合

(他の規定等の準用)

第12条 この約款に定めのない事項については、「外国為替証拠金取引約款」、その他の規定、約款により取り扱うものとします。

(約款の変更)

第13条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要を生じたときは変更されることがあります。

2 変更の内容が、お客様の従来の特権を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その内容を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申し出がないときは、その変更にご同意いただいたものとして取扱います。

3 前項の通知は、お客様の取引画面の重要なお知らせへの掲示による方法に代えることができるものとします。

4 第2項の通知は、変更の内容が軽微であると判断される場合は、当社ホームページ上の掲示による方法に代えることができるものとします。

以上

(令和4年10月)